

高介発第713号
令和7年12月1日

各介護サービス事業所 管理者 様
高齢者向け住まい 施設長 様

徳島市長 遠藤 彰良
(公印省略)

介護人材実態調査の実施について（依頼）

日ごろは、徳島市の高齢者福祉事業及び介護保険事業にご理解及びご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、徳島市では、次期「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）」の策定と今後の事業推進に向けた基礎資料とするため、本市内で介護保険サービスを提供している介護サービス事業所等の状況やご意見等をお聞かせいただきたいと考え、実態調査を実施することとしました。

ご回答いただいた内容は、集計後、統計的に分析し、事業所ごとに公表するものではありません。また、調査目的以外に使用することもありません。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いします。

なお、事業所が併設している場合は、事業所（事業種別）ごとに回答をお願いします。

1 回答期限：令和7年12月22日（月）

2 提出方法：メールにExcelファイルを添付し提出してください。

【送信先】Email：korei_kaigo@city-tokushima.i-tokushima.jp

※件名に「介護人材実態調査（事業所名）」入力し送信してください。

※調査票のファイル名は「サービス種別（事業所名）」としてください。

訪問系は「サービス種別（事業所名）事業所票または職員票」としてください。

例）通所介護（高齢介護課デイサービスセンター）

例）訪問介護（高齢介護課ヘルパーステーション）事業所票

3 調査票掲載場所

調査票につきましては、徳島市ホームページよりダウンロードできます。

【掲載場所URL】

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/machi_keikaku/health_welfare/kfplan_khplan/10t/kaigojinzaichosa.html

トップページ>市政情報>施策・計画>健康・福祉>徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画>徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第10期）>介護サービス事業所実態調査の実施

4 注意事項

(1) サービス種別により調査票が異なりますのでご注意ください。各調査票の対象サービスは次のとおりです。

【施設・通所系】

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入所者生活介護、
認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、住宅型有料老人ホーム、
サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、ケアハウス

【訪問系】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【居宅介護支援】

居宅介護支援

(2) 施設・通所系及び居宅介護支援の調査票は、シートが2つに分かれているため、
回答忘れのないようご注意ください。

(3) 訪問系の調査票は、事業所票と職員票に分かれています。

「事業者票」については、管理者の方にご回答をお願いしております。

「職員票」については、貴事業所に所属する全ての介護職員の方にご回答をお願いしております。（非常勤の方も含みます）。管理者の方は介護職員の方へ配付をお願いします。

Excelファイルを介護職員の人数分複製して配布し、介護職員の人数分のファイルを全て添付しご提出ください。

以上

徳島市健康福祉部
高齢介護課 管理係
電話：088-621-5587